

介護保険施設等の利用料負担基準及び生活保護と介護保険の関係について

利用料負担について、

1 利用料負担について

介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の利用者については「居住費と食費」が、短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）の利用者は、「滞在費と食費」が、通所介護・リハビリテーション（デイサービス、ケア）の利用者については食費が自己負担となります。

負担額は利用者の所得の状態により異なります。その概要は次の通りです。

あわせて、利用者1割負担の上限額（高額サービス費）の引き下げ等の変更も行われました。

2 居住費及び食費等の取扱い

居住費・滞在費及び食費の利用者負担については、下表の通り、利用者が生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者の場合及び属する世帯が非課税の場合は減免措置が講じられています。

単位 = 万円

対象者	区分 利用者負担	居住費（居住の種類により異なる）				食費	
		多床室	従来型個室 注	ユニット型 準個室	ユニット型 個室		
生活保護受給者	第1段階	0	1.0	1.5	2.5	1.0	
市町 村民			1.5				
税世 帯非 課税	合計所得金額 80万円以下	第2段階	1.0	1.3	1.5	2.5	1.2
	利用者負担第 2段階以外	第3段階	1.0	2.5	4.0	5.0	2.0
上記以外の利用者	第4段階	施設との契約により設定される。なお、所得の低い方に補足的給付を行う場合に基準となる平均的費用額は次のとおり					
		1.0	3.5 5.0	5.0	6.0	4.2	

注ア 従来型個室表中 は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の例、 は老人保健施設、介護療養型医療施、短期入所療養介護の例

イ 利用者にはこの他に1割負担がある。

3 利用者1割負担（高額サービス）の上限額の変更

上記利用者負担額第2段階該当者について、高額サービスの上限額が

24600円(月額) から 15000円(月額)へと変更されました。この結果、利用者負担全体では次のように変わります。

例 特別養護老人ホーム多床室入所の場合

利用者の負担段階	10月前	平成17年10月から																
第一段階	<table border="1"> <tr><td colspan="2">2.5万円</td></tr> <tr><td>1割負担分</td><td>1.5万円</td></tr> <tr><td>食費</td><td>1.0万円</td></tr> <tr><td>居住費</td><td></td></tr> </table>	2.5万円		1割負担分	1.5万円	食費	1.0万円	居住費		<table border="1"> <tr><td colspan="2">2.5万円</td></tr> <tr><td>1割負担分</td><td>1.5万円</td></tr> <tr><td>食費</td><td>1.0万円</td></tr> <tr><td>居住費</td><td>0円</td></tr> </table>	2.5万円		1割負担分	1.5万円	食費	1.0万円	居住費	0円
2.5万円																		
1割負担分	1.5万円																	
食費	1.0万円																	
居住費																		
2.5万円																		
1割負担分	1.5万円																	
食費	1.0万円																	
居住費	0円																	
第二段階	<table border="1"> <tr><td colspan="2">4.0万円</td></tr> <tr><td>1割負担分</td><td>2.5万円</td></tr> <tr><td>食費</td><td>1.5万円</td></tr> <tr><td>居住費</td><td></td></tr> </table>	4.0万円		1割負担分	2.5万円	食費	1.5万円	居住費		<table border="1"> <tr><td colspan="2">3.7万円</td></tr> <tr><td>1割負担分</td><td>1.5万円</td></tr> <tr><td>食費</td><td>1.2万円</td></tr> <tr><td>居住費</td><td>1.0万円</td></tr> </table>	3.7万円		1割負担分	1.5万円	食費	1.2万円	居住費	1.0万円
4.0万円																		
1割負担分	2.5万円																	
食費	1.5万円																	
居住費																		
3.7万円																		
1割負担分	1.5万円																	
食費	1.2万円																	
居住費	1.0万円																	
第三段階	<table border="1"> <tr><td colspan="2">4.0万円</td></tr> <tr><td>1割負担分</td><td>2.5万円</td></tr> <tr><td>食費</td><td>1.5万円</td></tr> <tr><td>居住費</td><td></td></tr> </table>	4.0万円		1割負担分	2.5万円	食費	1.5万円	居住費		<table border="1"> <tr><td colspan="2">5.5万円</td></tr> <tr><td>1割負担分</td><td>2.5万円</td></tr> <tr><td>食費</td><td>2.0万円</td></tr> <tr><td>居住費</td><td>1.0万円</td></tr> </table>	5.5万円		1割負担分	2.5万円	食費	2.0万円	居住費	1.0万円
4.0万円																		
1割負担分	2.5万円																	
食費	1.5万円																	
居住費																		
5.5万円																		
1割負担分	2.5万円																	
食費	2.0万円																	
居住費	1.0万円																	

4 旧措置者の負担軽減

介護保険法施行(平成12年4月)前から継続的に特別養護老人ホームに入所している利用者については、措置制度のときの負担水準を越えることがないように負担軽減措置を講じてきた。

負担軽減措置を受けている利用者(施設介護サービスの利用者負担割合が5%以下の者)については、居住費・食費に関する見直し後も、みれらの費用負担を含めた負担水準全体について、措置制度のときの負担水準を越えることがないように同様の負担措置を講ずることとされている。

5 利用料を払った場合に生活保護の適用となる利用者の負担軽減

本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者の負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行う(詳しくは居住地の福祉事務所へお問い合わせ下さい)。

6 居住費(滞在費)に関する見直しの主なポイント

居住費の範囲

多床室	光熱水費相当
従来型個室	室料 + 光熱水費相当
ユニット型準個室	
ユニット型個室	

所得段階別上限額

日額()内は月額

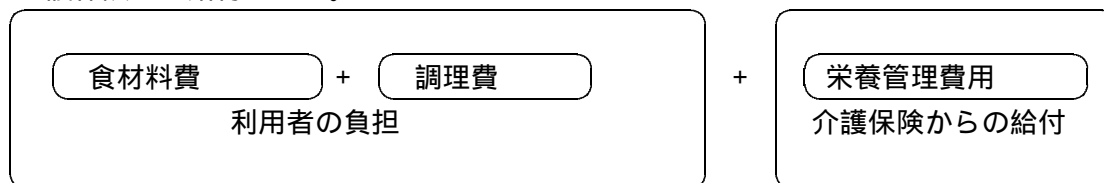
		負担限度額			基準費用額
		第1段階	第2段階	第3段階	
多床室(相部屋)		0円・日(0円)	320円(1.0万円)	320円(1.0万円)	320円・(1.0万円)
従来型 個室	特養等	320円(1.0万円)	420円(1.5万円)	820円(2.5万円)	1150円(3.5万円)
	老健・療養	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1310円(4.0万円)	1640円(5.0万円)
ユニット型準個室		490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1310円(4.0万円)	1640円(5.0万円)
ユニット型個室		820円(2.5万円)	820円(2.5万円)	1640円(5.0万円)	1970円(6.0万円)

特養ホーム等は、短期入所生活介護を含む

施設には、平均的な居住費用(=基準費用額)と上表の負担限度額の差額が、補足給付として介護保険化から給付される。

7 食費に関する主なポイント

利用者が負担する食費の範囲は、「食材料費」と「調理費」で、栄養管理費用は介護保険から給付される。



所得が低い利用者の負担の上限額は下表の通りになります。

所得段階別上限額

日額()内は月額

負担限度額			基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階	
300円・日(1.0円)	390円(1.2万円)	650円(2.0万円)	1380円・(4.2万円)

厚労省作成パンフレット「みんなで支えよう 介護保険から」

介護保険制度の改正

(入所施設等の居住費及び食費・平成17年10月)と生活保護制度

1 生活保護と食費等の関係

制度改正に伴い介護保険の入所施設及び短期入所生活施設については居住費用と食費が、通所介護（通所リハビリ）については食費が利用者負担となった。これに伴う生活保護法の被保護者に対する取扱は、入所施設については原則として多床室の利用、食費は介護扶助対象となった。また入所施設以外については、食費等は利用者負担とされた。

その概要は次の通りである。なお、具体的事例によっては、特別基準設定等その他の取扱も個々の事例によってはあるので福祉事務所に確認されたい。

2 基本的考え方

介護保険施設の個室等の利用は、通常居住費が必要となることから、被保護者の利用は、原則として、居住費の利用者負担について保護費で対応しなくても入所可能な場合に限定されるものである。

例外的に認められる場合は

介護保険における経過措置により居住費についての取扱が多床室と同様の取扱とされている場合

自治体の単独事業により居住費の利用者負担が免除される場合

施設側が利用者の収入の状況にかんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合

多床室を利用する者の居住費については、居住費の全額が介護保険の「特定入所者介護サービス費」により給付されるので、介護扶助の必要はないこと

食費については下表のとおり、入所施設にあっては介護扶助として、通所施設及び短期入所施設においては、すでに生活扶助費において食費が計上されているので、改めて扶助対象とはならず利用者負担であること

3 生活保護との関係

利用料を払った場合に生活保護の適用となる利用者の負担軽減

本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低い利用者の負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、低い利用者負担段階に該当するものとし、負担軽減を行う（詳しくは居住地の福祉事務所へお問い合わせ下さい）。

参考

特別養護老人ホーム

現行の負担		平成17年10月からの負担			
利用者負担第一段階		単位 万円			
	負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室（相部屋）	2.5	2.5	1.5	0.0	1.0
従来型個室		3.5	1.5	1.0	1.0
ユニット型準個室	—	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型個室	4.5~5.5	5.0	1.5	2.5	1.0

老人保健施設

現行の負担

利用者負担第一段階

平成 17 年 10 月からの負担

負担合計		負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室（相部屋）	2.5	2.5	1.5	0.0	1.0
従来型個室		4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型準個室	—	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型個室	—	5.0	1.5	2.5	1.0

介護療養型医療施設

現行の負担

利用者負担第一段階

平成 17 年 10 月からの負担

負担合計		負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室（相部屋）	2.5	2.5	1.5	0.0	1.0
従来型個室		4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型準個室	—	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型個室	—	5.0	1.5	2.5	1.0

3 負担区分表

年齢	サービス種類		費用の負担方法		
	区分	居室の種類	負担限度額	基準費用額と負担額の差	
65歳以上 併用	施設サービス費	食費		介護扶助	介護保険 (特定入所者介護サービス費)
		居住費	多床室		
			従来型個室	原則多床室入所とする。 特例的に入所する場合は福祉事務所払いの介護扶助	
			ユニット型準個室		
	ユニット型個室				
	短期入所サービス	食費		利用者負担	
		滞在費	多床室		
			従来型個室	利用者負担	
ユニット型準個室					
ユニット型個室					
通所サービス	食費		全額利用者負担 (補足給付なし)		

国資料を一部加工

平成 17 年 9 月 30 日社援保発第 0930002 厚労省保護課長通知「生活保護制度における介護保険施設の個室利用等に係る取扱いについて」